

文京区公契約条例施行規則

令和六年七月文京区規則第三十六号

(趣旨)

第一条 この規則は、文京区公契約条例（令和六年六月文京区条例第二十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第三条 条例第六条第一項第二号に規定する規則で定める公契約は、次に掲げるものとする。

- 一 清掃業務に係る契約
- 二 警備業務（機械警備業務を除く。）に係る契約
- 三 庁舎その他の施設の総合的な管理業務に係る契約
- 四 庁舎その他の施設の設備又は機器の運転、管理又は保守点検の業務に係る契約
- 五 庁舎その他の施設における電話交換、受付及び案内の業務に係る契約
- 六 給食調理業務に係る契約
- 七 育成室又は放課後全児童向け事業の運営業務に係る契約
- 八 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた契約

(時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制における労働報酬の換算方法)

第四条 条例第七条第三項に規定する規則で定める方法については、最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）第二条の規定を準用する。

(身分証明書)

第五条 条例第十一条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

(公表)

第六条 条例第十二条第一項の規定により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 公契約の件名及び締結の日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日）
- 二 受注者又は受注関係者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 公契約の解除等をした日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日）及びその理由
- 四 公契約に係る契約期間の終了後又は指定管理協定により指定管理者に管理を行わせる期間の満了後に約定事項の違反が判明した場合にあっては、当該違反の内容
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事項

(審議会の会長)

第七条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務

を代理する。

(審議会の招集及び会議)

第八条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び前条第三項の規定により会長の職務を代理する者が定められていないときは、区長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席し、かつ、条例第十三条第三項各号に掲げる者がそれぞれ一人以上出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が特に必要があると認めたときは、公開しないことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委員以外の者の出席等)

第九条 審議会は、調査審議のため必要があると認めたときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第十条 審議会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(労働条件等の区への報告)

第十一条 条例別表4の項に規定する報告は、次に掲げる事項について、区長が指定する日までに、書面において行うものとする。

一 労働者等に係る雇用契約の締結の状況

二 労働者等に対する労働報酬の支払の状況

三 労働者等の労働時間の管理の状況

四 約定事項の遵守の状況

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事項

2 受注者は、前項の規定により報告した事項に変更が生じたときは、速やかに区に報告しなければならないものとする。

(労働者等に対する周知)

第十二条 条例別表5の項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 労働報酬下限額

二 労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲

三 条例別表3の項に規定する労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項

四 条例第十条の規定による申出に関する事項及びその申出先

五 労働者等は、条例第十条の規定による申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第七条から第十条までの規定は、公布の日から施行する。

別記様式（第五条関係）

（表）

第 号			
身 分 証 明 書			
所 属		氏 名	
職 氏		名 名	
<p>上記の者は、文京区公契約条例第 11 条第 1 項の規定による立入等を行う権限を有する者であることを証明する。</p>			
発行年月日	年	月	日
有効期限	年	月	日
文京区長			印

（裏）

<p>文京区公契約条例（抜粋）</p> <p>（報告及び立入調査）</p> <p>第十一条 区長は、区に対し前条の規定による申出があったとき又は第七条第一項及び第九条の規定により約定した事項（以下「約定事項」という。）の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告を求め、又は区職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等に係る労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入等を行う区職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により立入等を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
